

平成 28 年 3 月 18 日
学生支援委員会

大学祭における外部団体等の出店に関する取扱いについて

(外部団体等の定義)

第 1 条 この申し合わせにおいて、外部団体等とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 本学学生、非常勤を含む役員、及び教職員（以下「学内者」という。）以外の者（以下「学外者」という。）が、構成員の 3 分の 1 以上を占めている場合
- ② 学外者が、本学の大学祭における出店責任者となっている場合

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人楽水会、一般社団法人海洋会及び大学祭実行委員会が責任者となって開催するフリーマーケットなどの参加者は、学内団体として取り扱う。

(外部団体等の出店基準)

第 2 条 外部団体等は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、本学の大学祭に出店することができる。

- ① 本学の大学祭の開催目的に合致すること。
 - ② 本学の役員または本学の専任教員（以下「本学教員等」という。）が出店にかかる共同責任者であり、かつその共同責任者が、本学の大学祭中に学内者と適時に連絡をとることができる態勢にあること。
 - ③ 反社会的勢力に該当しないこと。
 - ④ 第 3 条の書面届出前にすでに開催された本学の大学祭において、本条 1 項第 1 号及び第 2 号に反する行為、本学の規則に反する行為、及び法令に反する行為を行ったことがないこと。
- 2 本学の大学祭中に前項の要件を満たさないことが明らかになったときは、直ちに外部団体等の出店を禁止する。
- 3 第 1 項第 2 号の共同責任者が、外部団体等の責任者と面識がなく、外部団体等の出店内容も承知していない等の事情の下にあって、本学の大学祭中に外部団体等の出店にかかわる事項について適正に対応できないおそれがあるにもかかわらず、第 3 条の書面に共同責任者として署名捺印した（以下「名義貸し」という。）ことが明らかとなったときは、外部団体等が出店することを認めない。
- 4 第 1 項第 2 号の共同責任者が同号に反して、前項の名義貸しを行ったとき

は、本学の大学祭中にあつては直ちにその共同責任者の名義を使用した外部団体等の出店を禁止し、本学大学祭開催後にあつては次回以降の出店を認めない。

- 5 外部団体等が本学の大学祭に出店した後、本条第 1 項の各要件を満たすことなく、本学の大学祭に出店したことが明らかとなったときは、次回以降の本学の大学祭にその外部団体等が出店することを認めない。
- 6 本条第 2 項または第 4 項により、本学の大学祭中に、出店禁止となった外部団体等は、本学の指示に基づき、直ちに本学の大学祭から撤退しなければならない。

(出店にかかる書面届出義務)

- 第 3 条** 外部団体等は、本学の大学祭開催前の本学が定める期間内に、本学海鷹祭実行委員会委員長または本学海王祭実行委員会委員長（以下「大学祭実行委員長」という。）に対し、第 2 条第 1 項第 2 号の要件を満たす共同責任者の承認を得て、本学が指定する書面を提出しなければならない。
- 2 前項の書面への記載事項その他前項の書面にかかわる必要事項等は、学生支援委員会の議を経て、学生支援委員会委員長が決定する。

(外部団体等の出店に関する許可手続)

- 第 4 条** 大学祭実行委員長は、本学が指示した期間内に、第 3 条第 1 項の書面を学生支援委員会委員長に提出しなければならない。
- 2 前項の書面の提出を受け、学生支援委員会委員長は、学生支援委員会の議を経て、外部団体等の本学大学祭への出店の可否を決定し、大学祭実行委員長にその旨通知する。

附 則

この取扱いは、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。

大学祭出店に係る共同責任者届

平成 年 月 日

〇〇祭実行委員会委員長 殿

団体名 _____

責任者 _____

貴学の大学祭への出店にあたって、東京海洋大学所属の下記役員または教員から共同責任者となることについて了承を得ましたので、お届け致します。

所 属 _____

共同責任者 _____ (印)

(*署名、捺印のこと)